

令和5年度第10回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年1月5日（金）14時10分～15時10分
2. 開催場所 東金市役所5階 会議室
3. 議案
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 6件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の承認について 1件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 6件
議案第4号 農業経営改善計画について
議案第5号 農用地利用集積計画について
議案第6号 賃借料情報の提供について
議案第7号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
4. 報告
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 1件
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 7件
報告第3号 地目変更登記申請に係る登記官からの照会について 9件
5. 出席委員 15名
会長8番吉井亨、1番野口哲由、2番細谷修、3番中田好一、
4番農宮弘子、5番平山光子、6番篠崎輝武、7番池田繁雄、
9番石井政樹、10番市原勉、11番斉藤ひろ子、12番子安明宏、
13番秋山美徳、14番片岡孝、15番戸田敏一
6. 欠席委員 なし
7. 事務局 池田事務局長、小川主査
8. 議事録

議長 委員定数15名中、15名出席しておりますので、総会は成立しております。
定足数に達しておりますので、これより令和5年度第10回農業委員会定例総会を開会いたします。それでは議事に入ります。
初めに、議事録署名人の指名であります。本日は、14番片岡委員と15番戸田委員を指名します。両委員、宜しく願いいたします。
また、本日の会議書記には事務局の小川主査を指名します。
なお、発言につきましては、議長の指名後をお願いいたします。審議の過程を詳細に議事録に記録しなければなりませんので、議事の進行にご協力をお願いいたします。

また、個人情報保護の観点から申請者の氏名、住所など個人が特定される発言はご遠慮いただくようお願いいたします。

それでは審議に入る前に事務局より本日の議案の説明をお願いします。

事務局　それでは、本日の議案についてご説明申し上げます。議案書の1ページをお願いします。本日の議案は、7議案です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認については、6件、議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の承認については、1件、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の承認については、6件、議案第4号、農業経営改善計画について、議案第5号、農用地利用集積計画について、議案第6号、賃借料情報の提供について、議案第7号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてです。

なお、農地法に係る議案の現地調査につきましては、令和5年12月28日午前9時より、2班の野口委員、平山委員、池田委員、市原委員、子安委員にご出席いただき、実施いたしました。

また、議案書の7ページ、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の申請番号4から5については、農地の転用面積が3,000平方メートル以上であり、一般社団法人千葉県農業会議の常設審議委員会の審議案件となることから、吉井会長、地元の工川委員にも現地調査に立ち会っていただきました。

以上、ご報告申し上げます。

議長　それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。

申請番号1につきまして、市原委員より意見発表をお願いします。

10番　番号1について説明します。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、下武射田字下埜の畑、499平方メートルの農地です。現況は田と畑です。申請理由は、譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は隣接地であり作業の効率が良くなるためです。営農計画においては、水稻とさつまいもの作付を予定しております。12月28日に現地を確認したところ、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断いたします。以上です。

議長　次に、申請番号2につきまして、池田委員より意見発表をお願いします。

7番　番号2について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、上谷字番場前の田、46平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人が家庭の事情で耕作できなくなってしまいましたので、隣接の譲受人にお願いしたものであります。営農計画においては、水稻の作付を予定しています。12月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませ

んでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 次に、申請番号3につきましても、池田委員より意見発表をお願いします。

7番 番号3について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、油井字テヤの畑、78平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人が高齢で耕作できなくなってしまいましたので、譲受人にお願いしたものであります。営農計画においては、みかんの作付けを予定しています。12月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 次に、申請番号4につきまして、子安委員より意見発表をお願いします。

12番 番号4について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、薄島字北沼の田、571平方メートルと、406平方メートルの2筆です。申請理由は、譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画においては、水稻の作付けを予定しています。12月28日に現地を確認しましたが、特に問題となる状況は見られませんでした。以上のことから、許可相当と判断します。

議 長 次に、申請番号5につきまして、平山委員より意見発表をお願いします。

5番 番号5について説明します。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、求名字徳用の畑、745平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画においては、みかんの作付けを予定しています。申請書類を確認したところ譲、受人は3条の許可基準を満たしており、問題ないと思われます。12月28日に現地を確認しております。

議 長 次に、申請番号6につきまして、池田委員より意見発表をお願いします。

7番 番号3について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、川場字後沼の畑、3筆で2,041平方メートルの農地です。申請理由は、譲受人が県外の方で農地を管理できなくなってしまいましたので、譲受人と売却の合意ができたことから、今回申請したものであります。営農計画においては、さつまいもの作付けを予定しています。12月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることか

ら、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の4ページから5ページをお願いいたします。

申請番号1は、売買による所有権移転の申請です。場所は、千葉県警察学校の北、約300メートルに位置しています。譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は隣接する自己の農地と一体で耕作できるため、売買することとなったものです。

作付作目は、水稻とさつまいもです。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

す。申請番号2は、売買による所有権移転の申請です。場所は、上谷の飯島寺の南西、約300メートルに位置しています。譲渡人は耕作できないため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付作目は、水稻です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

す。申請番号3は、売買による所有権移転の申請です。場所は、北中学校の北東、約500メートルに位置しています。譲渡人は老齢により農業経営を縮小したいため、譲受人は果樹栽培のため、売買することとなったものです。作付作目は、みかんです。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

す。申請番号4は、兄弟間の贈与による所有権移転の申請です。

場所は、正気小学校の北東、約900メートルに位置しています。譲渡人は老齢により農業経営を縮小したいため、譲受人は農業経営拡大のため、贈与することとなったものです。作付作目は、水稻です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

す。申請番号5は、売買による所有権移転の申請です。場所は、求名駅の北東、約900メートルに位置しています。譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付作目は、みかんです。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

す。申請番号6は、売買による所有権移転の申請です。場所は、嶺南幼稚園の南西、約800メートルに位置しています。譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付作目は、さつまいもです。

3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

す。説明は以上です。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席委員の賛成全員により原案どおり可決されました。
次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の承認について審議に入ります。

申請番号1につきまして、子安委員より意見発表をお願いします。

12番 番号1について説明いたします。本件は、農地法第5条の規定による使用貸借権設定を伴う転用の許可後の計画変更承認申請です。申請地は、家徳字長十郎野の畑、2,844平方メートルの内、0.31平方メートルの農地です。営農型太陽光発電施設設置に伴う農地の一時転用において、当初の申請書と図面のチェック不足により、パネル設置に伴う杭の本数を記載ミスしたことによるものです。パネルの枚数には変更はなく、営農計画等には影響はないものと思われまます。以上のことから、許可相当と判断します。

議 長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の6ページをお願いいたします。

申請番号1は、使用貸借権の設定を伴う一時転用許可の計画変更承認申請です。場所は、正気郵便局の北西、約300メートルに位置しています。転用の目的は、営農型太陽光発電施設の設置です。申請地は、営農型太陽光発電施設の設置を目的として令和2年に一時転用許可を受けており、令和5年10月の農業委員会総会において一時転用期間の更新許可申請が承認され、県へ進達した案件です。令和5年10月13日に実施された山武農業事務所での現地調査により、営農型太陽光発電施設の杭の本数が許可証の図面に記載されている本数と違っていることが判明しました。当初の杭は72本の計画でしたが、申請図面に誤って78本と記載して許可となってしまうものです。転用する部分である杭の本数が変更となるため、すなわち転用面積が0.34平方メートルから0.31平方メートルに変更となることから、杭の本数を実際の計画どおり72本とする計画変更承認申請をするよう山武農業事務所から指導があったものです。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。
議議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席委員の賛成全員により原案どおり可決されました。
次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。

申請番号1につきまして、池田委員より意見発表をお願いします。

7番 番号1について説明いたします。本件は、農地法第5条の規定による所有権移を伴う転用の申請です。申請地は、福俵字内谷の田、2筆で983平方メートルの農地です。転用の目的は、資材置場です。転用に伴い、山砂による埋立てを行う計画です。隣接農地への被害防除対策については、法面とし、芝等を植え土砂流出を防止する計画です。排水については、雨水は宅内処理とします。また、開発行為に伴う両総土地改良区の同意書が添付されております。12月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請に必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 次に、申請番号2及び3につきまして、同一事業者ですので、一括して市原委員より意見発表をお願いします。

10番 番号2と3は同一人ですので、一括して説明します。本件は、農地法第5条の規定による所有権移を伴う転用の申請です。申請地は、北之幸谷字新地の畑、2筆、合計670平方メートルの農地です。転用の目的は、自営で塗装業を営んでおりますが、敷地が狭いため、移転を決めました。事務所兼住宅を新築し、一部を資材置場として使用します。転用に伴い山砂で70センチ程度埋立てを行い整地します。周囲には土留めブロックを設置し、土砂の流出を防止します。隣接農地はありません。汚水、雑排水は合併浄化槽より排水管にて排水路に放流します。12月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請に必要な書類も全て整っており、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に、申請番号4、5及び6につきまして、同一事業ですので、一括して平山委員より意見発表をお願いします。

5番 番号4、5及び6について説明します。本件は、農地法第5条の規定による所有権移を伴う転用の申請です。申請地は、田間字峯大坪の田、3、672平方メートルの農地です。転用の目的は、分譲住宅10区画です。周辺対策は、隣接境界にL字型擁壁を設置します。また、用途制限による建築であるため、日照に対する影響は

ないと思われます。水道は公営水道を利用し、雨水は各区画内に雨水浸透施設を設置、汚水、雑排水は合併浄化槽を設置し、新設側溝に排水する計画です。申請書類については問題ないと思われます。12月28日に現地を確認しております。

議長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の7ページから8ページをお願いいたします。

申請番号1は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、福俵駅の東、約300メートルに位置しています。転用の目的は、資材置場です。譲受人は、個人で建設業を営んでおり、自宅の資材置場が手狭となったことにより、新たに資材置場を求めたものです。資材の内容につきましては、建設業に必要な、パイプ類、碎石、山砂です。立地基準につきましては、申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。

申請番号2及び3は、同一事業者のため、一括して説明いたします。申請番号2及び3は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、東金特別支援学校の南西、約400メートルに位置しています。転用の目的は、申請番号2が事務所兼住宅1棟の建築、申請番号3が資材置場です。譲受人は、個人で塗装業を営んでおり、事務所を兼ねた自宅を建築し、事業に必要な足場やペンキ等の資材置場を確保するものです。立地基準につきましては、申請地は、おおむね10ヘクタール以上の集団的に存在する農地に含まれ、かつ土地改良事業施行区域内の農地であることから、第1種農地に該当すると判断されますが、地域居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められることから、第1種農地の例外許可事由に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、金融機関からの融資により賄う計画となっており、融資証明書が添付されております。

申請番号4、5及び6は同一事業者のため、一括して説明いたします。申請番号4、5及び6は売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、東小学校の南東、約200メートルに位置しています。転用の目的は、宅地分譲用地10区画です。立地基準につきましては、申請地は、都市計画法に基づく用途地域内にある農地であることから、第3種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 事務局の補足説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。
議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席委員の賛成全員により原案どおり可決されました。
次に、議案第4号、農業経営改善計画について審議に入ります。
農政課より説明願います。

農政課 それでは説明をさせていただきます。別冊の農業経営改善計画認定申請書をご覧ください。農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定によりまして、意見を求めた案件は、再認定1件、新規認定1件でございます。

1件目をご説明いたします。こちらは御門の方です。再認定の方です。営農類型は複合経営（水稲・落花生）です。主な改善計画案については次の4点です。まず1点目、経営規模の拡大に関する目標として、水稲の作付面積を増やし、生産量を増加させます。落花生については、面積減ですが機械化を進め栽培管理の時間を確保し単収を上げることで生産量を維持します。続いて2ページ目をお願いいたします。2点目、生産方式の合理化の目標として、機械を導入することで、省力化・効率化を図ります。また、水稲の受託耕作が増えてきており、労力のかかる落花生の耕作面積を減らし、水稲を優先していきます。3点目、経営管理の合理化の目標として、税理士による青色申告を継続します。また、スマートフォン等を活用し、ほ場管理の「見える化」を進めます。4点目、農業従事の様態等に関する改善の目標として、常時雇を1名増やして、休暇制の導入を目指します。続いて3ページ目をお願いいたします。生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画として、パワーショベル、落花生堀り上げ反転機、2tダンプ、軽トラックがあります。

続きまして2件目をご説明いたします。こちらは田中の方です。今まで個人で認定を受けていましたが、法人化したため新規認定の扱いとなります。営農類型は施設野菜（いちご）です。主な改善計画案については次の4点です。まず、経営規模の拡大に関する目標として、高設栽培ハウスを増設し、いちごの作付面積を増やして生産量を増加させます。続いて2ページ目をお願いいたします。2点目、生産方式の合理化の目標として、高設栽培ハウスを増設することで、品質の向上を図ります。また、観光摘み取りを導入して集客力の向上、新規顧客の獲得、客単価の向上を図ります。3点目、経営管理の合理化の目標として、既に法人化しており、税理士を導入して青色申告を行っています。今後も継続していきます。4点目、農業従事の様態等に関する改善の目標として、苗の購入割合を増やして労働時間を減らします。また、雇用を増やして定期的な休暇日の取得を目指します。その他として、廃棄を減らし売り上げを上げるため、ジャムやスムージーなど加工・販売の取組みを図ります。続いて3ページ目をお願いいたします。生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画として、ハウス、夜冷蔵庫、電照機器、予冷施設、環境モニタリ

ング装置、炭酸ガス処理機、複合環境制御装置、自動換気装置、高設栽培システム、ショベルカー、ダンプトラック、攪拌機、草刈機、冷凍庫、直売所（トイレ等含む）、加工場、キッチンカー、スムージー機械、ソフトクリーム製造機、ドライフルーツ製造機があります

以上、再認定1件・新規認定1件の申請内容を説明させていただきましたが、これらの計画内容は、農業経営基盤強化促進法第12条第4項の各要件に該当しておりますので審議をよろしくお願いいたします。

利用集積計画による案件は以上となります。ご審議の程宜しくお願いいたします。

議 長 農政課の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。
議案第4号、農業経営改善計画について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議 長 ありがとうございます。出席委員の賛成全員により原案どおり可決されました。
次に、議案第5号、農用地利用集積計画について審議に入りますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に関する案件がございますので、9番石井委員は退室をお願いいたします。
一時休憩します。

（石井委員退室）

議 長 再開します。農政課より説明願います。

農政課 議案第5号 農用地利用集積計画についてご説明いたします。別冊の「令和6年第1次農用地利用集積計画（案）」をご覧ください。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律第5条第1項の規定による経過措置により、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「令和6年第1次農用地利用集積計画」についてお諮りします。本件は、利用権の設定が14件、面積合計が33,405平方メートル、所有権の移転が6件、面積合計が8,165平方メートルです。利用権設定の内訳としましては、5年が1,799平方メートル、6年が2,542平方メートル、10年が29,064平方メートルとなっています。1ページが基盤法による5年の利用権設定の管理台帳、2ページから5ページが提出のありました各筆明細書になります。5-1番は受付番号の附番後に申請取り止めとなりましたので欠番といたします。5-2番は福岡の農業者への貸し付けの更

新、5-3番から5番は公平の農業者への貸し付けの更新です。6ページが基盤法による6年の利用権設定の管理台帳、7ページが提出のありました各筆明細書になります。1番は正気の農業者への貸し付けで、既に利用権の設定をしている者の中で新たに農地を追加するものです。8ページが基盤法による10年の利用権設定の管理台帳、9ページから17ページが提出のありました各筆明細書になります。10-1番、2番は受付番号の附番後に申請取り止めとなりましたので欠番といたします。10-3番、4番は大和の認定農業者への新規貸し付け、10-5番は大和の認定農業者への新規貸し付け、10-6番から11番は正気の認定農業者への新規貸し付けです。なお、6番は別の利用権の設定期間中でしたが、前耕作者が高齢により耕作できなくなったとして新たに利用権を設定するものです。18ページが所有権移転の管理台帳、19ページから24ページが提出のありました各筆明細書になります。1番の買受者は大和の認定農業者で、経営規模拡大のため自己の所有する農地の近くの農地を買い受けるということです。営農計画は水稲です。2番、3番の買受者は公平の農地所有適格法人で、経営規模拡大のため12月の定例総会に所有権移転で諮りました土地の近くの農地を買い受けるということです。営農計画は落花生です。4番の買受者は公平の認定農業者経営規模拡大のため自己の所有する農地の近くの農地を買い受けるということです。営農計画は水稲です。5番、6番の買受者は正気の認定農業者で、これまで利用権を設定していた農地について、土地所有者に後継者がいないことから買い取りを打診され、経営規模拡大のために買い受けるということです。営農計画は水稲です。25ページから29ページには利用権の設定を受ける者の農業経営状況を記載しております。こちらは農家台帳の情報を基に作成しております、農作業従事日数、機械の保有状況等について問題ないと思われま

す。利用集積計画による案件は以上となります。ご審議の程宜しくお願いいたします

議 長 農政課の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。
議案第5号、農用地利用集積計画について、原案どおり賛成の方は挙手願います

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席委員の賛成全員により原案どおり可決されました。
一時休憩します。

(石井委員入室)

議 長 再開します。

次に、議案第6号、賃借料情報の提供について審議に入ります。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の11ページをお願いいたします。

議案第6号、賃借料情報の提供について、ご説明申し上げます。本件は、農地法の規定に従い、前年中に賃借権が設定された農地の賃借料を集計し、情報提供を行うとするものでございます。それでは、お手元に配布させていただきました別紙東金市賃借料情報（案）をご覧ください。令和5年1月から令和5年12月までの間に賃借権が設定された農地の筆数は、田が481筆、畑が21筆でございます。田はデータ数が多いため市内を8地区に分け、畑はデータ数が少ないため市内を一つにまとめて集計いたしました。また、田の場合は賃借料を現物払いとしている契約が多数を占めていることから、10アールあたりの俵数にて、平均、最高、最低の賃借料を表記しております。賃借料を現金払いとしている契約につきましては、JA山武郡市の集荷価格表を参考にして1俵あたり12,500円で換算しております。本日、ご承認をいただきましたら、広報とうがね、農業委員会だより、市ホームページ、事務局窓口にて情報提供を行う予定でございます。

説明は以上です。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第6号、賃借料情報の提供について原案どおり賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議 長 ありがとうございます。出席委員の賛成全員により原案どおり可決されました。

次に、議案第7号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について審議に入ります。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の12ページをお願いいたします。

議案第7号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、ご説明申し上げます。

本議案は、農業委員及び農地利用最適化推進委員が法令に則り、適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っていることに鑑み、すべての農業委員会の総会において、本申し合わせを決議し、かつ、その内容を総会議事録に残すよう全国農業会議所からの要請に基づき実施するものでございます。この決議につきましては、毎年1回以上、同様の取り組みが実施されるよう求められている

ことから、東金市農業委員会におきましては、毎年1月の総会において決議するものでございます。それでは、決議文を朗読させていただきます。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表者機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。記、1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同法第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。令和6年1月5日。東金市農業委員会。

説明は以上です。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第7号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席委員の賛成全員により原案どおり可決されました。次に、報告第1号から第3号について、事務局から説明願います。

事務局 議案書の13ページをお願いいたします。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。11月26日から12月25日までに受付した案件は1件です。相続により所有権を取得したもので、斡旋等の希望はありません。

議案書の14ページから16ページをお願いいたします。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。11月26日から12月25日までに受付した案件は7件です。いずれも双方合意による貸借の解約です。

議案書の17ページから18ページをお願いいたします。

報告第3号「地目変更登記申請に係る登記官からの照会について」です。9件の照会があり、現地調査を12月8日と12月22日に実施いたしました。調査の結

果、農地への復元が困難な状況であると判断し、全て「非農地」で回答したものでございます。

報告事項については、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(なし)

議 長 無ければ、以上で、本定例総会に提出された案件はすべて終了しました。これをもって、閉会といたします。ご苦労様でした。

令和6年1月5日